

佐賀県規則第48号

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第14号）第2条の規定の施行期日は、令和4年12月20日とする。